

# 島田委員説明資料

# 裁判員になることに不安を感じている皆様へ

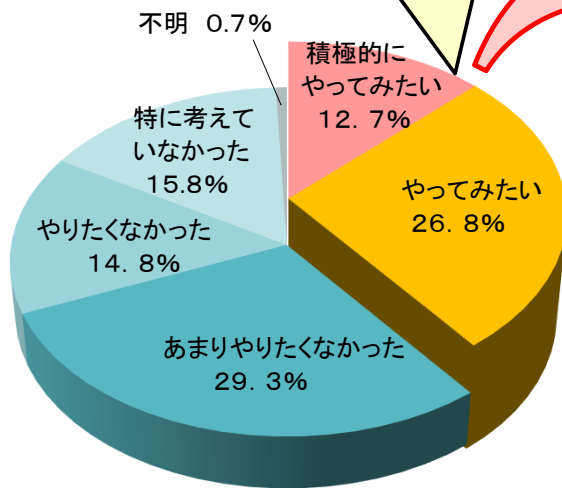


裁判員制度

## 【裁判員を務めた方の多くがよい経験とおっしゃっています！】

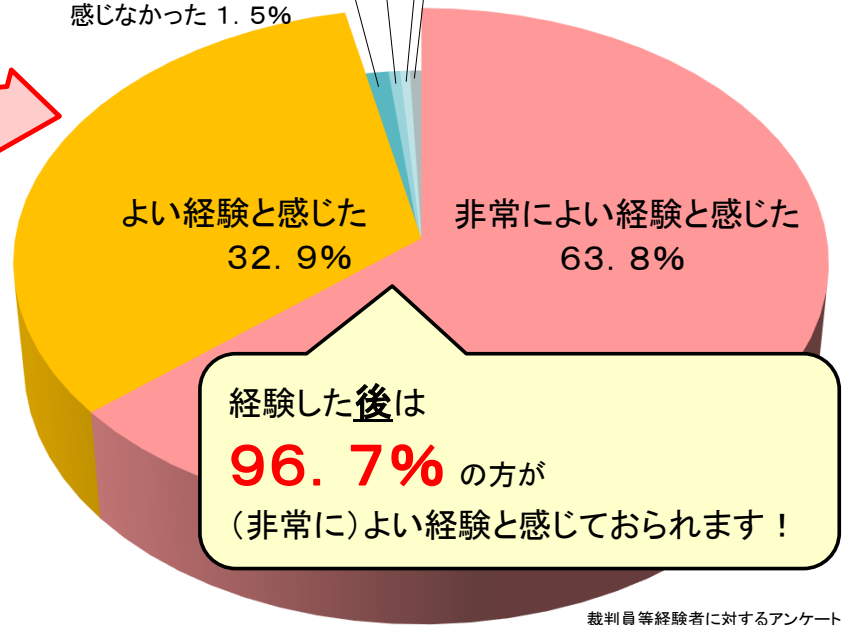
（裁判員に選ばれる前の気持ち）

選ばれる**前**に裁判員を（積極的に）やってみたいと思っていた方は**39.5%**でしたが・・・



（裁判員として裁判に参加した感想）

よい経験とは感じなかった 0.6%  
 非常によい経験とは感じなかった 1.5%  
 特に感じることはなかった 0.5%  
 不明 0.7%



経験した**後**は  
**96.7%**の方が  
 （非常に）よい経験と感じておられます！

裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書（平成30年度）

## 【実際に裁判員を経験された方をご紹介します！】

知識のない自分がきちんと討論できるのか？自分ひとりだけの外れな質疑応答になっていないか？ということに不安があったが、たとえそうだとしても、ちゃんと意見のひとつとして取り上げてもらった。とても良い経験をさせていただき、ありがとうございました。（40代、女性）

他の裁判員の方々と連帯感のようなものが生まれ、短い期間だったがとても濃い時間を過ごすことができました。裁判官は堅いイメージだったが、気さくでフレンドリーであり話しやすかった。（20代、女性）

家族や職場の反応は予想以上。一生に一回やるか、やらないかの経験は、今後の人生の中でも大きく役に立つと思っています。（30代、男性）

東京地方裁判所では、国民の皆様安心して裁判員裁判に参加いただけるよう、万全を期しております。皆様の裁判員裁判への積極的なご参加をお待ちしております。

# 小さなお子さんがいらっしゃる候補者の方へ

## ○ 裁判員裁判に参加することが難しい方は、辞退の申立てが可能です。

小さなお子さんがいらっしゃる方で、ほかに面倒を見てくれる人がいないなど、裁判員に選ばれるとお子さんの養育に支障が生じる候補者の方は、辞退の申立てをすることができます。

## ○ 参加を希望する方には、お住まいの区の区役所で、保育施設をご紹介します。

裁判員選任手続や裁判の間、子供を預けることができるのであれば裁判員選任手続及び裁判に参加したいとお考えの方のために、区役所において、お子さんをお預かりすることができる施設をご紹介します（現在、東京23区以外にお住まいの方については、東京地方裁判所所在区である千代田区の保育施設をご紹介します。）。

## ○ 保育施設を予約する場合には、次の点にご留意ください。

### 1 保育施設を利用する日数・時間について

- 裁判員裁判は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載している日時に選任手続が行われます。裁判員や補充裁判員に選ばれた方は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載している、「公判などの手続が予定されている日」に裁判に参加していただくことになります。
- そこで、保育施設を利用する場合は、選任手続に要する時間の他、裁判員や補充裁判員に選ばれた場合に備えて、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載している「公判などの手続が予定されている日」の全日についても、保育施設の利用を予約していただく必要があります。
- 裁判員や補充裁判員に選ばれた場合に、裁判員等としてお仕事をさせていただく時間は、長くても午前9時ころから午後5時ころまでを予定していますので、これに、自宅、保育施設と裁判所との間の往復に要する時間を考慮して、保育施設の利用を予約していただく必要があります。
- ただし、裁判員や補充裁判員に選ばれなかった場合には、「公判などの手続が予定されている日」の保育施設の利用申込みをキャンセルしていただくこととなります。この場合、保育施設によってはキャンセル料が発生することがあります。

### 2 保育施設の利用料について

- 裁判員や裁判員候補者の方には、裁判所にお越しいただく日の日当が支払われます。保育施設の利用料については、この日当の中から支払っていただくこととなります。キャンセル料が発生する場合も同様です。
- なお、保育施設の利用料の負担については、自治体によって取扱いが異なります。

## ○ お問い合わせ先

東京地方裁判所（03-3581-2910）又はお住まいの自治体の区市町村役場までお問い合わせください（お問い合わせに当たっては、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が届いた方であることをお伝えください。）。

# 介護が必要なご家族等がいらっしゃる候補者の方へ

○ 裁判員裁判に参加することが難しい方は、辞退の申立てが可能です。

介護が必要なご家族等がいて、ほかに面倒を見てくれる人がいないなど、裁判員に選ばれると介護に支障が生じる候補者の方は、辞退の申立てをすることができます。

○ 参加を希望する方には、お住まいの区役所等で利用できる介護サービスを紹介しています。

裁判員選任手続や裁判の間、介護サービスを利用することができるのであれば、裁判員選任手続及び裁判に参加したいとお考えの方には、お住まいの自治体の区市町村役場において、利用できる介護サービス（介護保険制度や障害者自立支援制度の下での介護サービス）をご紹介します。

○ 介護サービスを予約する場合には、次の点にご留意ください。

## 1 介護サービスを受けるために必要な手続について

- 介護サービスを受けるためには、高齢者介護の場合は「要介護認定」、障害者介護の場合は「支給決定」を受けた上で、介護サービス提供事業者との間で介護サービスの利用申込みをする必要があります。要介護認定や支給決定の手続にはある程度時間がかかりますので、要介護認定や支給決定を受けていない方で、介護サービスの利用を希望する方は、この書面を受け取られてからできるだけ早く、お住まいの自治体の区市町村役場に利用申込みについての相談をしてください。

## 2 介護サービスを利用する日数・時間について

- 裁判員裁判は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載している日時に選任手続が行われます。裁判員や補充裁判員に選ばれた方は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載している、「公判などの手続が予定されている日」に裁判に参加していただくこととなります。
- そこで、介護サービスを利用する場合は、選任手続に要する時間の他、裁判員や補充裁判員に選ばれた場合に備えて、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載している「公判などの手続が予定されている日」の全日についても、介護サービスの利用を予約していただく必要があります。
- 裁判員や補充裁判員に選ばれた場合に、裁判員等としてお仕事をさせていただく時間は、長くても午前9時ころから午後5時ころまでを予定していますので、これに、自宅・介護施設と裁判所との間の往復に要する時間を考慮して、介護サービスの利用を予約していただく必要があります。
- ただし、裁判員や補充裁判員に選ばれなかった場合には、「公判などの手続が予定されている日」の介護サービスの利用申込みをキャンセルしていただくこととなります。この場合、キャンセル料等が発生することがあります。

## 3 介護サービスの利用料について

- 介護サービスの利用料は、介護保険制度や障害者自立支援制度の枠組みで、被介護者が一部負担することとなります。キャンセル料が発生した場合も、被介護者が負担することとなります。
- 介護サービスの利用料の負担については、自治体によって取扱いが異なります。

○ お問い合わせ先

東京地方裁判所裁判員係（03-3581-2910）又はお住まいの自治体の区市町村役場までお問い合わせください（お問い合わせに当たっては、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が届いた方であることをお伝えください。）。

勤務先に提出するなどしてご活用ください

## 裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ

～裁判員制度へのご協力をお願い～



東京地方裁判所

このたび、皆様の職場にお勤めの方が、裁判員候補者に選ばれました。裁判員制度は、国民の皆様の積極的な協力なくしては成り立たない制度です。裁判員候補者の方が、裁判員裁判に参加できるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 裁判員制度について

- ☆ 裁判員制度は、国民の皆様から選ばれた6人の裁判員の方に、刑事裁判に参加していただき、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めていただく制度です。
- ☆ 裁判員制度は、平成21年にスタートしました。平成30年までに**6万人以上の方が裁判員に選ばれ、そのうち、8割近くの方が会社員等のお仕事をされています。**

### 裁判所へお越しいただく日程について

- ☆ 裁判員候補者の方に**裁判所へお越しいただく日程は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載されております**ので、ご確認ください。
- ☆ 裁判員候補者の方には、**まず、選任手続期日**に出席していただきます。  
選任手続の結果、**裁判員に選ばれた場合は、裁判の全日程に出席していただくこととなります。**

### 必要な休暇等について

- ☆ 裁判員を務めるために必要な休暇を取ることは、法律（労働基準法7条）で認められておりますので、**裁判員候補者の方が必要な休暇を取ることができるよう、ご配慮をお願い申し上げます。**
- ☆ 裁判所へお越しいただいた裁判員候補者の方には、**日当と交通費をお支払いします。また、裁判所へお越しいただいたことを証明する書類を発行し、**裁判員候補者の方にお渡しすることが可能です。

### お仕事を理由とした辞退について

- ☆ 裁判員候補者の方にお仕事があるというだけの理由では、辞退は認められないことになっておりますので、**できる限り、裁判員候補者の方が参加できますよう、お仕事の予定を調整するなどのご配慮をお願い申し上げます。**  
ただし、裁判員候補者の方に重要な仕事があり、その方ご自身で処理しなければ事業に著しい損害が生じる場合は、辞退が認められます（裁判員法16条8号ハ）。